

退職金と所得税・住民税

一般的には退職金を受け取る段階で所得税と住民税はすでに控除されています。また、所得税は税控除額が高く設定されているので、よほど高額な退職金でない限り所得税額はゼロです。しかし、それは退職金を受け取る際に退職所得の受給に関する申告書を会社に提出することによっての処遇です。

この申告書を提出していない場合は、退職金から一律に 20%の所得税が源泉徴収されます。そして、徴収税額を還付してもらうには確定申告が必要です。面倒くさいですね。

退職所得の受給に関する申告書を提出している場合の所得税の徴収額は次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{所得税徴収額} &= \underbrace{\text{課税所得金額}}_{\text{表 1}} \times \text{税率} \dots\dots\dots \\ \text{課税所得金額} &= (\text{退職金の額} - \underbrace{\text{退職所得控除額}}_{\text{表 2}}) \div 2 \dots \end{aligned}$$

表 1

課税所得金額	税率	控除額
330 万円以下	10%	0 円
330 万円超 900 万円以下	20%	33 万円
900 万円超 1,800 万円以下	30%	123 万円
1,800 万円超	37%	249 万円

表 2

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	勤続年数 × 40 万円 (ただし、退職金の額が 80 万円以下の場合は 80 万円)
20 年を超える	(勤続年数 - 20 年) × 70 万円 + 800 万円

例) 退職金の額が 2,000 万円、勤続年数が 25 年の場合

表 2 の により、退職所得控除額は

$$(25 - 20) \times 70 \text{ 万円} + 800 \text{ 万円} = 1,150 \text{ 万円} \dots\dots$$

課税所得金額は 数式の と 数式の により、

$$(2,000 \text{ 万円} - 1,150 \text{ 万円}) \div 2 = 425 \text{ 万円} \dots\dots$$

税率は 表 1 の と 数式の により 20% $\dots\dots$

所得税徴収額は 数式の と 数式の 、 表 1 の により

$$425 \text{ 万円} \times 20\% - 33 \text{ 万円} = 52 \text{ 万円}$$

つまり、所得税は 52 万円 (退職金の額の 2.6%)

退職所得の受給に関する申告書を提出していない場合は、400 万円 (同 20%)

なお、住民税は、市町村から交付される退職所得にかかわる特別徴収税額表を参照して下さい。